

令和6年度
南阿蘇村デジタルサイネージ導入業務
仕様書

南阿蘇村役場企画観光課

令和6年8月

1. 業務の名称

令和6年度南阿蘇村デジタルサイネージ導入業務

2. 業務の目的

本業務は、「迷わない窓口」の実現に向け、デジタルサイネージシステム及び大型ディスプレイを導入するものである。

屋外においては、現在は横断幕による周知となっているが、デジタルサイネージの設置により横断幕の課題であるスペース（文字数や掲げる枚数）の制限、作成の手間暇という課題を解決し、かつ、行政情報や緊急情報の発信を図りたい。

屋内においては、窓口における待機時間の表示や外国語での各種案内表示などに活用し来庁者が迷わないようにすることや、庁舎内のポスター等掲示物での周知広報を待ち時間にデジタルサイネージで表示することにより、必要な情報が必要な方の目に入るようにするなどし、来庁者にストレスを与えない心地よい空間を作り上げることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

4. 稼働開始予定日

令和7年2月頃

5. 設置箇所

デジタルサイネージの設置箇所は南阿蘇村役場庁舎内及び庁舎建物側壁とする。

使用するネットワーク環境（無線LAN）及び電源コンセントについては、本村が準備したものを使用すること。

6. 納入品仕様

納入機器は以下のとおりとする。

	名称	数量	備考
1	受信端末装置STB	5台	屋外LED用 1台 ディスプレイ用 4台
2	編集・管理・配信用ソフトウェア	一式	クラウドサービスによるサービス提供とし、本庁舎からの操作が可能であること
3	55型液晶ディスプレイ	4台	ディスプレイ本体でマルチディスプレ

			イ機能を有すること
4	ディスプレイスタンド	4台 1台	単独設置用 マルチディスプレイ用
5	屋外用LEDディスプレイ	1台	設置箇所は庁舎側壁を想定している
6	HDMI分配器	1基	1入力4出力

7. 業務内容等

(1) システム構築及び導入

デジタルサイネージシステムが稼働するために必要なハードウェア及びソフトウェアの構築、調達、搬入、設置、設定等を行うこと。

システムの構築に当たっては、テスト環境を構築し、テストを実施すること。受託者は接続テストの際、委託者を立ち合わせて、双方で確認をすること。

①機器の調達、組立及び設置

デジタルサイネージを管理・運用するために必要となる全ての機器を調達するとともに、調達した機器の搬入、設定、設置及び動作確認等を行うこと。

②コンテンツ管理・配信システムの構築

今後、継続的に委託者がデジタルサイネージを運用し、活用していくために必要なデジタルサイネージ配信システムを構築すること。

デジタルサイネージは、インターネットに接続し、外部のクラウドサーバー（コンテンツサーバー）経由で、コンテンツを取得することができること。

なお、クラウド環境については日本国内リージョンであり、国内での災害発生時においてもアクセスできるなど、BCP対策が取られていること。

(2) 職員向け操作説明及び本番運用支援

本村の職員がシステムの機能を理解し操作方法等を習得するために、稼働開始前にシステムを利用する職員等に対し、操作マニュアルを用いて操作研修を実施すること。研修の規模は1時間程度の研修を3回、各回参加人数を20名程度を想定している。

また、システム稼働開始前に動作確認と併せて、任意の情報を本村職員が作成・発信できるよう操作支援を行う。

8. 機器要件

本業務において導入するシステムで使用するデジタルサイネージ機器は、次の要件に相当する基準を満たす機器を納入するものとする。

ただし、より良い機能・サイズ等の提案がある場合は、提案して差し支えない。

(1) 受信端末装置STB

	項目	機器仕様
1	管理端末	<ul style="list-style-type: none"> ・特定のアプリケーションをインストールすることなく管理できること。 ・インターネットへ接続可能な端末であれば、Webブラウザを用いて制限なく管理できること。 ・専用のPCが必要ないこと。
2	対応コンテンツフォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ・静止画：JPG、JPEG、PNG、GIF ・動画：MP4、FLV、AVI、WMV、MPG、MPEG、MOV ・音声：MP3、WAV、WMA ・他：PPT/PPTXのスライドショー、PDF
3	LAN	有線LANに対応できること。また、無線LAN2.4GHz対応であること。
4	表示端末	<ul style="list-style-type: none"> ・横置きディスプレイ、縦置きディスプレイ、マルチディスプレイ、の表示装置でのコンテンツ表示が可能なこと。 ・HDMIにより映像・画像・音声が出力できること。

(2) 55型液晶ディスプレイ

	項目	機器仕様
1	パネル	液晶パネル
2	画素数（水平×垂直）	3,840×2,160（4K）
3	ピクセルピッチ	0.315 x 0.315
4	最大表示色	10.7億色
5	視野角（左右/上下）	178/178(JEITA規格準拠コントラスト比10:1)
6	輝度	440 cd/m ²
7	コントラスト	1,200:1
8	応答速度	8ms
9	マルチディスプレイ	ディスプレイの機能にて4面を1面として表示設定できること。
10	本体重量	20kg以内

11	インターフェース	HDMIによる接続が可能なこと。
----	----------	------------------

(3) 屋外用LEDディスプレイ

	項目	機器仕様
1	ピクセルピッチ	8.33mm
2	発光素子	3in1 SMD LED
3	表示発光色数	4兆3980億色
4	メンテナンス方式	フロント/リア
5	フレームタイプ	防水板金キャビネット
6	パネル規格	W400 × H300
7	輝度	5500cd/m ² 以上
8	最大電気容量	700 W/m ²
9	IP (正面/背面)	IP65 / IP54
10	重量	36.5kg
11	設置サイズ	W5.4m×H0.8m

(4) ディ스플레이スタンド

	項目	機器仕様
1	規格	今回導入する機器の単独利用及び連結によるマルチ利用に対応可能なこと。
2	ディスプレイ設置	縦・横どちらでも設置可能であること。(単独設置)
3	その他	大型ディスプレイの固定に必要な部品を付属すること。 移動できるようキャスター付きであること。 デザインについては事前資料提示を行うこと。

(5) HDMI分配器 (1入力4出力)

	項目	機器仕様
1	接続コネクタ	入力：HDMI タイプ A ×1 出力：HDMI タイプ A ×4
2	HDCP 対応	HDCP2.2 / 1.4 準拠
3	最大解像度	4096×2160
4	動作環境	温度：10～40℃、湿度：20～80%
5	外形寸法	約 155(L)x69(W)x23(H)mm (突起部含まず)
6	重量	約 230g (本体のみ)

7	機能要件	今回導入する4基のディスプレイを連結させて、1つのコンテンツをマルチ出力できること。
---	------	--

(6) 留意事項

- ①デジタルサイネージのシステムを正常に稼働させるために必要となる周辺機器一式（HDMIケーブル等を含む）を納入すること。また、納入時には稼働可能な状態となるよう事前セットアップを行うこと。
- ②本業務で納入する機器の設置については、村で指定する場所に搬入すること。
- ③デジタルサイネージを構成する機器の設置・接続が全て完了したのち、問題なく稼働することを確認すること。
- ④各機器の設定の結果としてシステム全体としての動作を保証すること。
- ⑤キitting作業は受託者の負担でこれを行うこと。
- ⑥屋外用LEDディスプレイに係る経費のうち、本契約に含まない工事費（一次側電源工事、足場・重機。）については契約締結後にその要否を協議し決定する。
- ⑦屋外用LEDディスプレイに係る設置工事について、独自の商品や設置方法で本村が想定する工事に比してその機能、耐久性、経費など優れたものがある場合は提案して差し支えない。
- ⑧本業務で導入する機器は正規のメーカー保守を受けられる物品であること。

9. 機能要件

本業務で導入するデジタルサイネージシステムの機能要件については、別紙「機能要件一覧」に記載する。

10. サポート体制等

(1) 問合せ対応

本村職員からの操作方法等に関する問い合わせに、電話またはメール等により対応すること。

問い合わせ対応時間は次のとおりとする。

①電話による受付時間

土日・祝日及び年末年始を除く平日の午前9時から午後5時とする。

ただし、受託者が定める休日は受付時間から除いても差し支えない。

②電子メールによる受付時間

24時間365日とする（平日・休日を問わない）。

(3) 保守サービス

①訪問保守対応

端末(STB)不具合時の訪問保守サービスの締結が可能であること。

②機器のリコール等への対応

納入した機器についてリコールなどが発生した場合、受託者は委託者に報告の後、改修作業の調整を行うものとする（検査合格後一年以内に設備及び機器等に瑕疵があることが判明した場合は、委託者からの要請に応じて受託者は、無償で設備及び機器等の修正、補修、交換等の処置を講じること）。

③障害発生時の対応

デジタルサイネージの障害発生時には、所定の手続き（本村との取り決め。内容については協議にて決定する。）に従い障害復旧までの管理を実施すること。

(4) 災害時の対応

災害時の運用手順については、本村防災担当者を含め、本村への説明を十分に行うこと。

11. 稼働、セキュリティ、引継ぎ要件

(1) 稼働要件

本システムは原則24時間365日稼働可能なものとする。なお、事前に周知した上で、メンテナンス等のために一時的にサービスを停止することは許容する。ただし、平常時の日中時間帯はサービスを提供できること。

(2) セキュリティ要件

システムログイン及びユーザアカウント発行時においてはTLS暗号化通信を行い、システム上の機密情報（ID・パスワード等）を含め暗号化した運用を行うこと。

(3) 引継ぎ要件

本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約終了事由の如何を問わず本業務が終了となる場合には、受託者は本村の指示のもとシステムのサービス提供終了日までに、本村が継続してシステムの操作を行えるよう必要な措置を講じ新規システム提供事業者に移行する作業の支援を行うこと。

また、引き継ぐべき業務内容について、業務引継書を作成し本村に提出すること。

12. その他

(1) 成果品

マニュアル等の納品書類は以下のとおりとする。紙媒体及び電子媒体で必要部数納品すること。

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。
なお、提出後に成果品に訂正事項が生じた場合は委託者の指示に従い、速やかに訂正の上再提出すること。

- ①業務完了報告書 1部
- ②業務実施計画書（実績） 1部
- ③打ち合わせ協議簿 1部
- ④納品物件写真帳 1部
- ⑤設定・操作運用マニュアル 1部
- ⑥各機器取扱説明書 1部
- ⑦その他、運用保守にあたり必要な文書

【成果品の納入場所】

〒869-1404

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1

南阿蘇村役場2F 企画観光課 情報管理係

(2) 申請等の書類作成

本事業においては、庁舎利用や関係各所への説明が見込まれるため、作業に係る説明資料等の作成が必要となる。本村担当者の作成依頼に基づき説明資料の提出を行うこと。

(3) 留意事項

- ①受託者は本事業を遂行するにあたり、関連の法令（民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止に関する法律等）及び条令並びに本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- ②本事業の遂行にあたっては、委託者と十分に協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら実施すること。また、庁内部署や他団体との調整が必要になった場合、調整が円滑に行われるよう、都度、委託者と協議しながら進めること。
- ③受託者は、業務の進捗状況について、定期的に報告を行わなければならない。

- ④委託者は、受託者の業務遂行に必要な資料の収集に協力することとする。受託者は委託者から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない、また貸与資料等は業務完了後速やかに委託者に返還しなければならない。
- ⑤本事業及び本業務の実施に関する業務（他の契約に基づくものを除く。）の実施にあたり発生した費用は、本業務委託契約金額内で対応するものとする。
- ⑥受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完了後においても5年間保存すること。
- ⑦本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、受託者と協議して定める。
- ⑧本事業遂行中に受託者が委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、委託者の指示に従うものとする。損害賠償当の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。
- ⑨受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託者が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- ⑩本村及び第三者機関などによる監査・検査等が実施される場合は、本村の指示に従い資料作成・実地調査・質疑応答などに対応すること。
- ⑪村が導入するシステムに関して、情報提供を求めた場合はこれに応じること。ただし、その情報が受託者の不利益になる場合は本村と受託者の協議を行う。

13. 個人情報の取扱いにおける遵守事項

(1) 個人情報の使用及び管理

収集した個人情報の使用の管理は、厳重かつ適正に行うこと。なお、本業務を適正に遂行するために、臨時職員の雇用又は業務の再委託を実施する場合は、本村へ書面にて報告し承諾を得るとともに、臨時職員及び再委託先に対しても、個人情報の適正な使用及び管理が行われるよう監督するものとする。

(2) 個人情報の記録の複写及び複製の禁止

収集した個人情報を含むすべての記録については、システム障害時の復旧用を

除き、いかなる形態でも複写及び複製してはならない。

(3) 個人情報の委託目的以外の使用及び第三者への提供の禁止

収集した個人情報については、本業務の遂行以外には利用してはならない。また、本業務の遂行に関係のない第三者に対して提供してはならない。

(4) 個人情報の記録の適正な使用、保管及び搬送

収集した個人情報の使用、保管及び搬送にあたっては、善良な管理者としての注意義務に従い細心の注意を払って行わなければならない。

(5) 収集した個人情報の移転

収集した個人情報は、本村が指定する方法により廃棄しなければならない。

(6) 事故発生時の報告及び対応

万一、収集した個人情報の漏洩や流出、使用目的以外の利用が認められた場合は、速やかに本村へ文書で報告するとともに、その後の措置は、本村の指示に従わなければならない。また、受託者の責に起因する事故により、第三者から本市が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額は、受託者が負担しなければならない。